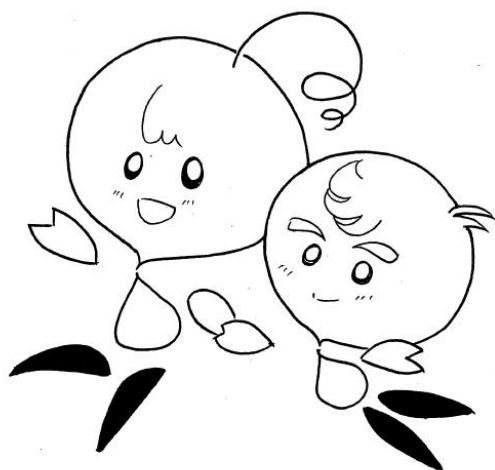


こなんし
湖南省
がっこう
学校ガイド

ほぞんばん

保存版

れいわ ねんど ねんど にゅうがくせいよう
令和8年度(2026年度)入学生用



こなんし きょう いく いん かい
湖 南 市 教 育 委 員 会

こなんし しょう ちゅう がっ こう じ む きょう どう じっ し そ しき
湖 南 市 小 中 学 校 事 務 共 同 実 施 組 織

も く じ

きょうかしょ 教科書	 1
きょうかしょ 教科書をなくしたときは？	 2
たいふう じしん ひじょうへんさい じ そ ち 台風・地震などがおこったとき（非常変災時の措置）	 3
れんらく こなん し はいしん 連絡システム（スクリレ）と湖南市メール配信サービス	 4
ほけんしつ 保健室から	 5
けんこう す 健康に過ごすために	 6
がっこう やす 学校を休むとき	 7
がっこうかんせんしょういちらん おもな学校感染症一覧	 8
がっこう 学校でけがをしたとき	 10
しゅうがくえんじょせい ど 就学援助制度	 12
ひ こ 引っ越しするとき	 13
ほごしゃ ふたん ひょう 保護者にご負担いただく費用	 14

きょう か しょ
教科書

きょうかしょ むしょう はいふ たいせつ しょう
教科書は、無償で配布されます。大切に使用してください。

かき やじるし きょうかしょ がくねん ふくすうねん しょう
なお、下記の矢印(→)の教科書は学年をまたがって複数年使用します。

(小学校)

きょうか しょ 教科書		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
こくご 国語	じょう 上	○	○	○	○	○	○
	げ 下	○	○	○	○		
しょうしや 書写		○	○	○	○	○	○
しゃかい 社会				○	○	○	○
ちず ちよう 地図帳				○	→		
さんすう 算数		○	○	○	○	○	○
りか 理科				○	○	○	○
せい かつ 生活	じょう 上	○	→				
	げ 下	○	→				
おんがく 音楽		○	○	○	○	○	○
ず が こうさく 図画工作	じょう 上	○	→	○	→	○	→
	げ 下	○	→	○	→	○	→
かてい 家庭						○	→
ほけん 保健				○	→	○	→
どうとく 道徳		○	○	○	○	○	○
どうとく 道徳ノート		○	○	○	○	○	○
がいこくご えいご 外国語(英語)				○	○	○	○

きょうかしょ

教科書をなくしたときは？

きょうかしょ はじ くば ぶん むしょう ばあい かてい こうにゅう
教科書は初めに配られる分だけが無償です。なくした場合は、ご家庭で購入してください。

し ない きょうかしょ こうにゅう しょてん
市内で教科書が購入できる書店

にしたにしょてん
西谷書店

こなん しもだ ばんち
湖南市下田1517番地1

TEL 0748-75-0051

FAX 0748-75-3507

◆ 義務教育教科書の無償給与制度とは(文部科学省) ◆

ぎ む きょういく きょうかしょ むしょうきゅうよせいど こうちけん ははおや と く きほんてき
義務教育における教科書の無償給与制度は、高知県の母親らが取り組んだ基本的
じんけん まも うんどう せいか い けんぼうだい じょう きてい ぎ む きょういく
人権を守る運動の成果とも言えるもので、憲法第26条に規定する「義務教育は、これを
むしょう せいしん ひろ じつげん
無償とする」との精神をより広く実現するものです。

じだい にな こ こくみんてきじかく ふか わ くに はんえい ふくし こうけん
次代を担う子どもたちに国民的自覚を深めさせ、我が国の繁栄と福祉に貢献してほし
いという国民全体の願いを込めておこなわれるものです。

ほ ごしゃ みな せいど こ い ぎ ねが こ つた
保護者の皆さまにおかれましては、この制度に込められた意義と願いをお子さまにお伝
えになり、教科書を大切に使うようご指導いただければ幸いです。

たいふう じしん

ひじょうへんさいじ そち

台風・地震などがおこったとき（非常変災時の措置）

湖南市では、児童生徒の命を災害から守るという観点から、非常変災時の対応の基準を以下のように設けています。

	ひじょうへんさい 非常変災	はっせい じょうきょう 発生の状況	たいおうきじゅん 対応基準	りゅういてん 留意点
1	こなん し 湖南市に ・ <u>暴風警報</u> ・ <u>特別警報</u> ・ <u>避難指示</u> いずれかの はつれい じ 発令時	① <u>午前7時の時点で</u> ぼうふうけいほう とくべつけいほう 暴風警報・特別警報または ひなんし じ はつれいちゅう ばあい 避難指示が発令中の場合 ② <u>登校後に</u> ぼうふうけいほう とくべつけいほう 暴風警報・特別警報または ひなんし じ はつれい ば 避難指示が発令された場 あい 合	がっこう れんらく 学校からの連絡がなくとも りん じきゅうぎょう 臨時休業とします。 しゅうぎょう じこく く あ 終業時刻を繰り上げて げ こう 下校することもあります。 がっこう 学校からのメールで きんきゅうれんらく 緊急連絡します。	おおあめ こうずい けいほう ・大雨・洪水などの警報 りん じきゅうこう だけでは臨時休校に はなりません。 とくべつけいほう おおあめ ・特別警報には「大雨」 ぼうふう おおゆき 「暴風」「大雪」などがあり たいしょう どれも対象となります。
2	こなん し 湖南市に しんど じゃくい じょう 震度5弱以上 じしん はっせい の地震が発生 した場合	① <u>午前7時までに</u> げんそく ぜんじつ げ こう ご 原則、前日の下校後から とうじつ どうこうまえ 当日の登校前までに はっせい ばあい 発生した場合 ② <u>登校後に</u> はっせい ばあい 発生した場合	がっこう れんらく 学校からの連絡がなくとも りん じきゅうぎょう 臨時休業とします。 げんそく ほ ごしやなど 原則、保護者等への ひ わた 引き渡しをします。 がっこう 学校からのメールで きんきゅうれんらく 緊急連絡します。	がっこうさいかい とう ・学校再開のタイミング等 がっこう については、学校からの れんらく メールで連絡します。
3	ぜんじつ ご ご じ ねっちゅうしょうとくべつけいかいじょうほう 前日の午後2時に熱中症 <u>特別警戒情報</u> ねっちゅうしょうとくべつけいかい はっぴょう (熱中症 <u>特別警戒アラート</u>)が発表された ばあい 場合 どうこう ご ねっちゅうしょうとくべつけいかいじょうほう ねっちゅうしょう 登校後に熱中症 <u>特別警戒情報</u> (熱中症 とくべつけいかい はっぴょう ばあい <u>特別警戒アラート</u>)が発表された場合	よくじつ げんそく りん じきゅうぎょう 翌日は原則、 <u>臨時休業</u> れいわ ねん がつ とします。(令和6年4月～) こうない ねっちゅうしょうたいさく じっし 校内で熱中症対策を実施 がくしゅう げ こう じこく して学習します。下校時刻に あつ しすう いじょう なっても <u>暑さ指数 33以上</u> の げ こう じこく おく ときは、下校時刻を遅らせ がっこう たいき 学校で待機させます。	りん じきゅうぎょう れんらく し ・臨時休業の連絡は市の はいしん メール配信サービスから し お知らせします。 げ こう じこく へんこう がっこう ・下校時刻の変更は学校 からのメールでお知らせ します。	
4	た その他 ふしんしゃしんにゅう ・不審者侵入 だんどう ・Jアラート(弾道ミサイルなど) なんかい ・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」		かんけいきかん きょうぎ うえ きゅうこうそ ち げ こう じこく く あ そ ち 関係機関と協議の上、休校措置・下校時刻の繰り上げ措置・ ひ わた どう けんとう がっこう きんきゅうれんらく 引き渡しをするか等、検討し、学校からのメールで緊急連絡 します。 なんかい じしん りん じじょうほうはっぴょう じ たいおう ※南海トラフ地震臨時情報発表時には、対応について し はいしん し 市のメール配信サービスからお知らせします。	

※配信を受けるには、湖南市メール配信サービスと連絡システム(スクリレ)への登録が必要です。

連絡システム（スクリレ）

市内の小中学校では、欠席連絡、学校行事や諸活動のお知らせ、緊急の情報を含む学校や学年からの連絡などを「スクリレ」というシステムを使用して、携帯電話やパソコンへ配信しています。登録については、各校からの案内により利用上の注意事項をご理解いただいたうえで手続きをお願いします。

※毎年、年度更新の手続きが必要です。

湖南市メール配信サービス

湖南市には、市からののお知らせや緊急・災害情報を登録したメールで受け取れる「湖南市メール配信サービス」があります。学校でもこのシステムを利用して、保護者のみなさんに緊急の情報などをメールでお知らせする場合があります。利用するには、登録が必要です。登録方法やメールアドレスについては各校からののお知らせを見てください。

おも はいしんないよう 主な配信内容	きんきゆうじょうほう きしょうけいほう ひなんじょうほう 緊急情報（気象警報・避難情報など）
	し 市からののお知らせ（イベント情報・注意喚起など）
どうろく 登録について	けいたいでんわ でんし りよう ・携帯電話あるいはパソコンの電子メールを利用してください。 じゅしんどうろく おりよう けいたいでんわ つうしん だいきん ・メール受信登録は無料です。ただし携帯電話の通信にかかるパケット代金は受信者負担です。 じょうほうていきょう いっぽうつうこう そうしんもと へんしん ・情報提供する一方通行です。送信元に返信できません。

※湖南市からの「メール配信サービス」を受ける場合

詳しい操作方法是、市ホームページ

(<http://www.city.konan.shiga.jp/>)にも掲載されています。

トップページ → 便利なサービス → 「メール配信サービス」をクリックする、または

右のQRコードを読み取ってください。



湖南市メール配信サービスへ

※学校からの「メール配信サービス」を受ける場合

各校から登録方法をお知らせします。

一度学年に登録すると次年度以降は自動的に更新されます。

保健室から

(小学校)

保健室とは

保健室は、児童の健康増進を図る活動の中心となる場です。

児童の健康情報を集め、健康診断・健康相談・保健指導・救急処置などを行います。

保健室は応急処置の場です

保健室は、応急処置や一時的な休養をするところでもあります。

学校でけがをした時や体調が悪くなった時に利用してください。

学校が行うけがの手当は、応急処置のみです。継続するけがの手当や学校以外でのけがは、各ご家庭でお願いします。

また、学校では内服薬の使用はできませんのでご了承ください。

*緊急の場合・・・

保護者に連絡を取り、病院受診をすることがあります。また、重症の場合は、校長の判断で救急車を要請します。(保護者の方は、すみやかに病院に来ていただけるようお願いします。)

*回復しないとき・・・

保健室で休んでも(1時間程度)回復しないときは、早退をさせます。早退時は原則として保護者の方に学校まで迎えに来ていただきます。

*学校管理下でのけが・疾病については、P.10～11を参照してください。

児童の健康管理

学校で行う健康診断や諸検査は、疾病の診断を行うものではなく、学校生活を元気にまた安全に過ごせるか、疾病の疑いがないかをみるものです。必要な場合は、受診のお勧めをしますので、早期に医療機関を受診してください。

また、心身の健康に関して健康相談も行っています。身体の不調や悩みなどがある時は、早めに担任や養護教諭にご相談ください。

必要に応じて、スクールカウンセラー等との面談も可能ですのでお知らせください。

子どもたちの健康状態については、各ご家庭でも十分な健康管理をお願いします。

健康に過ごすために

(小学校)

登校前の健康観察

子どもは、自分の気持ちや状態をうまく言葉で表現できないことがあります。登校前には「今日一日元気に学校で過ごせるか?」という視点で健康状態を観察し、登校できるかどうかの判断をお願いします。

<健康観察のポイント>

・いつもと違う様子はありますか? (顔色・表情・食欲・睡眠時間・行動など)
・腹痛、下痢、嘔吐、むかつき などの胃腸症状はありませんか?
・頭痛、発熱などは、ありますか?
・のどの痛み、咳、鼻水、悪寒などの風邪症状は、ありますか?
・心配事や不安なことはありませんか?

保健室に来る子どもの中には、「体の不調=心の問題」という場合が見られます。心の健康問題は、けがのようには他人が見てすぐに気づけるものではありません。顔の表情や行動など、本人も気づかないサインを出していることがあります。そのサインに気づくことができるのは、お子さんのことをいちばん理解している保護者の方です。「おかしいな」「いつもと違うな」「最近、変だな」と感じたら担任や養護教諭にご相談ください。



家庭での生活習慣

規則正しい生活リズム

①「早寝・早起きをする」②「朝食をしっかりと摂る」③「睡眠時間をしっかりと確保する」は、

学校生活を元気に過ごすために大切なことです。しっかりと身につけましょう。

お家の方の気づきは、学校にとって貴重な情報です。些細なことでも学校に連絡をお願いします。

欠席の連絡

体調が悪いなどの理由で学校を欠席・遅刻する場合は、必ず保護者の方から学校へ、早めの連絡をお願いします。詳しくは次のページ(P7)をご覧ください。

がっこう やす 学校を休むとき

がっこう けっせき ちこく ばあい しぎょうじ ほごしゃ がっこう かなら はや れんらく
学校を欠席、遅刻する場合は、始業時までには保護者から学校へ、必ず早めの連絡を
ねが ねが こんなん し れんらく どうにゅう どうろく
お願いします。なお、湖南省では『連絡システム（スクリレ）』を導入しています。登録
ほうほう しよう かくこう し み
方法や使用については各校からのお知らせを見てください。

とくべつ じょうきよう けっせき 特別な状況での欠席

かき けっせき けっせき
下記のような特別な事情で学校を休む場合は、「出席停止・忌引き等」扱いとなり、学校を休んでも
「欠席」にはなりません。下記にあてはまる場合は、わかり次第、学校にお知らせください。

がっこうかんせんしやう ①学校感染症

がっこうかんせんしやう がっこうかんせんしやういちらん がっこうほけんあんぜんほうだい じやう きてい
学校感染症は（学校感染症一覧について → P8～9）学校保健安全法第19条の規定により
しゅっせきていし ばあい しやうめいしや がっこう いりようきかん きにゆう
「出席停止」となります。これらにかかった場合は、証明書が学校にありますので、医療機関で記入し
てもらい学校に提出してください。

こんなん し しんがた かんせんしやう かぎ いりようきかん しゅっせき
なお、湖南省ではインフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症に限って、医療機関で「出席
ていし はんだん きかん ほごしゃ かくれんらくようし きにゆう がっこう ていしゅつ しゅっせきていし
停止」と判断された期間を保護者が各連絡用紙に記入し、学校に提出していただくことで、出席停止
みと いりようきかん きにゆう ひつよう
と認められます。（医療機関で記入していただく必要はありません。）

きび つづきから きび にっすう ②忌引き《続柄と忌引きの日数》

しんせき ふこう みぎ
親戚にご不幸があったときは、右の
にっすう きび
日数が忌引きとなります。
えんきより ばあい じっさい いうふく
（遠距離の場合は、実際に要した往復
にっすう くれ
の日数も加わります。）

つづきから 続柄	きび にっすう 忌引きの日数
ふぼ 父母	かいない 7日以内
そふぼ 祖父母	かいない 3日以内
きやうだいしまい 兄弟姉妹	かいない 3日以内
おじ・おば	にちいない 1日以内

くに けん こうてききかん れんめい きやうかいとう かくきやうぎだんたい のぞ しゅさい たいがいうんどうきやうぎ
③国や県などの公的機関（連盟・協会等の各競技団体は除く）が主催している対外運動競技やコンク
ールなどに、がっこうだいひやう さんか ばあい こうけつ しゅっせきあつかい にゅうがくしけん じゅけん ばあい しゅっせき
学校代表として参加する場合は「公欠」（出席扱い）、入学試験を受験する場合は「出席
ていし しゅっせき にっすう ふく あつかい
停止」（出席しなければならぬ日数に含まない）の扱いとなります。

がっこう かんせんしょう いちらん
おもな学校感染症一覧

第1種：重大な感染症に罹患した場合は、治癒するまで

びょう かい 病 名	しゅつせきてい いしき かん 出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスであるものに限り）、 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザA ウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限り）	ち ゆ 治癒するまで

第2種：飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性が高いもの

びょうかい 病 名	しゅつせきてい いしき かん 出席停止期間	おも しょう じょう 主 な 症 状	かんせん 感染 けいり 経路	せんぶく 潜伏 きかん 期間	かんせん 感染 かのうきかん 可能期間
インフルエンザ （鳥インフルエンザ H5N1を除く） ※	はっしょう あと か けいか 発症した後5日を経過し、 かつ解熱後2日（幼児に あっては3日）を経過するまで	きゅう こうねつ ど 急な高熱（39～40℃） ずつう かんせつ きんにく いた 頭痛・関節や筋肉の痛み ぜんしんけんたいかん 全身倦怠感（だるいなど） せき はなみず 咳・鼻水	せつしよく 接触 ひまつ 飛沫	1～ か 5日	はつびょう ご 発病後 か 3～5日
ひやくにち 百日ぜき ※	とくゆう せき き 特有の咳が消えるまで、また か かん てきせい こうきんせいぶつ は5日間の適正な抗菌性物 しつせいざい ちりょう しゅうりょう 質製剤による治療が終了す るまで	ふつう しょうじょう はじめは普通のかぜ症状で はじ しだい とくゆう せき みじか 始まる。次第に特有の咳が短く はげ て 激しく出てくる。 とくゆう せき 【特有の咳】 れんぞく せき あと コンコンという連続した咳の後、 いき す 息を吸うときにヒューという笛 おと のような音がする	せつしよく 接触 ひまつ 飛沫	7～ か 10日	はつびょう ご 発病後 にち 28日
ましん 麻疹（はしか） ※	げねつ ご か す 解熱後3日を過ぎるまで	はつねつ せき はなじる けつまくえん め 発熱・咳・鼻汁・結膜炎（目の じゅうけつ ほほ うちがわ しろ はんでん 充血）、頬の内側に白い斑点 はん （コプリック斑）ができる。 はつねつ ご か ひ ふ ほっしん 発熱後4日より皮膚に発疹	せつしよく 接触 ひまつ 飛沫	10～ にち 12日	ほっしん で 発疹の出る かまえ 5日前から て あと 出た後の か かん 4日間
りゅうこうせい じ か せんえん 流行性耳下腺炎 （おたふく風邪） ※	じ か せん がっか せん ぜっか せん 耳下腺、顎下腺または舌下腺 しゅちよう はつげん あと か の腫脹が発現した後5日を けいか ぜんしんじょうたい 経過し、かつ、全身状態が りゅうこう 良好になるまで	みみ まえか ぶ は 耳の前下部の腫れと いた お いた 痛み（押すと痛む） はつねつ 発熱	ひまつ 飛沫 せつしよく 接触	14～ にち 18日	はつびょうまえ か 発病前7日 はつびょう ご から発病後 か かん 9日間
ふうしん みつか 風疹（3日はしか） ※	ほっしん き 発疹が消えるまで	ど ぜんご はつねつ 38℃前後の発熱 あか ほっしん 赤い発疹 せつ は みみ くび リンパ節の腫れ（耳・首の うし こうとうぶ した 後ろ、後頭部の下など）	せつしよく 接触 ひまつ 飛沫	10～ にち 21日	

すいとう みず 水痘(水ぼうそう) ※	ほっしん すべての発疹が 痂皮化するまで	ほっしん こうはん きゅうしん すいほう のうほう 発疹(紅斑・丘疹・水疱・膿疱 うみ か ひ <膿がたまった水疱>・痂皮) からだ つぎつぎ で が体 に次々 と出る。	せっしよく 接触 ひまつ 飛沫	10～ にち 21日	ほっしん で 発疹の出る にちまえ 1日前から で あと 出た後の か 6～7日
いんとくつまくねつ 咽頭結膜熱 (プール熱) ※	しゅうしょうじょう しょうたい あと 主要症 状 が消 退した後 か ひ か 2日を過ぎるまで	はつねつ ずつう しよくふしん 発熱、頭痛、食欲不振、のどの いた けつまくじゅうけつ がんつう 痛み、結膜充血、眼痛、 め りゅうるい 目やに、流涙など	けつまく 結膜 せっしよく 接触 きどう 気道	5～ か 7日	はつびょう ご 発 病 後 しゅう 2～3週
しんがた 新型コロナ ウイルス感染症	はっしょう あと か けいか 発症した後5日を経過し、 しょうじょう けいかい あと かつ症 状 が軽快した後 か す 1日を経過するまで	はつねつ せき いきぐる 発熱、咳、息苦しき、 けんたいかん のど いた ずつう みかく 倦怠感、喉の痛み、頭痛、味覚 きゅうかく しょうしつ または嗅覚の消失など	せっしよく 接触 ひまつ 飛沫	1～ か 14日	はつびょうまえ か 発 病 前2日 はつびょう ご から発 病 後 か かん 7～10日間
けっかく 結核	びょうじょう がっこう い た 病 状 により学校医その他の い し かんせん 医師において感染のおそれ みと ないと認めるまで	しよき じかくしゅうじょう せん 初期は自覚症 状 なし。X線 けんさ ほっけん おお 検査で発見されることが多い。 けんたいかん ねあせ はつねつ せき たん 倦怠感、寝汗、発熱、咳、痰 きょうつう たいじゅうげんしょう 胸痛、体重減少	ひまつ 飛沫	1～ かげつ 2ヶ月	ち ゆ 治癒するまで
ずいまくえん きんせい 髄膜炎菌性 ずいまくえん 髄膜炎	びょうじょう がっこう い た 病 状 により学校医その他の い し かんせん 医師において感染のおそれ みと ないと認めるまで	はつねつ ずつう いしき 発熱、頭痛、けいれん、意識 しょうがい ずいまくしげきしょうじょう 障害、髄膜刺激症 状	ひまつ 飛沫	3～ か 4日	ち ゆ 治癒するまで

「※」→ しょうじょう がっこう い た い し かんせん みと ばあい かぎ
症 状 により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

だい しゅ ひ まつ かんせん しゅうたい がっこう りゅうこう ひろ か のうせい
第3種：飛沫感染が主体ではないが、学校において流行を広げる可能性があるもの

りゅうこうせい かくけつまく えん 流行性角結膜炎	びょうじょう がっこう い た 病 状 により学校医その他の い し かんせん 医師において感染のおそれ が ないと認めるまで	なみだ で め いぶつ 涙 がよく出る。目やに、異物が はい かん 入っている感じ。 けつまく じゅうけつ 結膜の充血。	せっしよく 接 触	8～ か 14日	はつびょう ご 発 病 後 しゅうかん 2～3週間
きゅうせいしゅつけつせい 急性出血性 けつまく えん 結膜炎		め つよ いた じゅうけつ 目の強い痛み、充血、 め 目やに	せっしよく 接 触	24～ 36 じ かん 時間	はつびょう ご 発 病 後 か 5～7日
ちようかんしゅつけつせい 腸管出血性 だいちようきん かん せんしょう 大腸菌感染症 (O-157 など)		はげ ふくつう 激しい腹痛 すいようせい げ り 水様性の下痢 けつべん 血便	けいこう 経口	3～ か 5日	けんべん きん 検便 で 菌 が いんせい か 陰性化する まで
さいきんせい せきりきん ちよう た かんせんしょう はいえん ようれんきんかんせんしょう かんせんせい い ちようえん コレラ、細菌性赤痢菌、腸チフス、パラチフス、その他の感染症 {マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、 でんせんせいこうはん びょう りゅうこうせいおうと げり しょう 伝染性紅斑<リンゴ病>、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症など}					

(注)「その他の感染症」は、必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患。

がっこう 学校でけがをしたとき

◎日本スポーツ振興センターより、医療費の給付が受けられます。

にほん しんこう 日本スポーツ振興センターとは？

日本スポーツ振興センターは、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づいて設立され、児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校管理下における災害に関する医療費や見舞金の給付を行うなど、心身共に健康な児童生徒の育成に役立てることを目的としています。

＊学校管理下とは、「授業中・学校の教育計画に基づく課外指導中・休憩時間中および学校の定めた特定時間中・通常の経路および方法による通学（登下校）中・寄宿舎にあるとき」をいう。

しんせい てつづ およ きゅうふきん し はら ほうほう 申請の手続き及び給付金支払い方法について

がっこうでけがをして医療費がかかった場合、保護者の方に手続きに必要な書類（『医療等の状況』の用紙等）をお渡しします。この用紙に病院・薬局で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。学校からセンターに申請します。給付が決定されるまでに数ヶ月かかりますので、ご了承ください。

ちりよう よくげつ ばあい びやういん か ばあい あら ようし わた し
治療が翌月にかかる場合や病院を変えられた場合は、新たに用紙をお渡ししますので、お知らせください。

さいがいきゅうふきん しはらいほうほう げんそく こうざふりこみ こうざどうろく かた どうろくこうざ ふ こ つごう
災害給付金の支払方法は原則、口座振込ですが、口座登録のない方や登録口座への振り込みが都合の悪い方は、学校を通じて現金での給付支払も可能ですので事前に相談してください。

しょう ちゅうがっこう ねんせいにゅうがく じ かにゅうけん ふ こ こうざ どういしょ きにゆう
小・中学校ともに、1年生入学時に『加入兼振り込み口座の同意書』をご記入いただきます。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下で起こったけがや給食による中毒・その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めるもの）の医療費、またこれらのけがや疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金、けがまたは疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

→けが・疾病

＊学校の管理下で起こったもので、医療費総額が5,000円（診療点数500点）以上のもののみ、給付の対象となります。

- ★ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。
この間に請求しないと時効によって請求権がなくなります。
- ★ 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の給付は、初診から最長10年間行われます。
- ★ 生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒にかかる災害については医療費の給付は行いません。
- ★ 「ひとり親（母子、父子）家庭医療費助成制度」（通称まる福）や「子ども医療費助成制度」を使用し
てかかれた診療分について、日本スポーツ振興センターから給付金（医療費3割＋見舞金1割）を受けられた場合は、市の福祉医療費助成制度からの助成と二重に受け取ることはできません。後日、市から助成分の返還を請求される場合があります。
（日本スポーツ振興センターから給付された災害見舞金の1割は受け取っていただけます。）
- ★ 損害賠償を受けたときや、他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ★ 第三者の加害行為による災害で、その加害者からの損害賠償を受けたとき（対自動車交通事故など）、給付の対象にならないことがあります。

共済掛金額（年額）

令和7年度（2025年度）の場合 552円

（金額については、次年度以降変動する場合があります。）

各学校の徴収方法にしてお支払いください。

転校されましても、日本国内の学校においては年度中は有効になります。

就学援助制度

就学援助制度の目的

湖南省では経済的な理由でお子さんを小中学校に就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度があります。

援助を受けることのできる方

☆生活保護を受けている世帯

☆住民税が非課税または減免措置を受けている保護者

☆児童扶養手当の支給を受けている保護者

☆その他生活困窮者など

前年（1月～12月）における世帯の総所得が一定の基準以下である世帯

受けられる援助の内容

次に該当する項目の実費または一部が支給されます。

認定要件によって支給される内容と金額が変わります。

- ・学用品費・通学用品費・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費（小学生のみ）
- ・卒業アルバム代・オンライン学習通信費・学校病（むし歯など）の医療費・新入学準備費

※生活保護を受けている世帯は、修学旅行費と医療費のみ支給対象

申請の方法

・申請書は各小中学校または教育委員会教育支援課（西庁舎2階）にあります。

・児童生徒の在籍している学校ごとに記入して、学校へ提出してください。

・申請手続きは毎年必要ですので、更新される場合も忘れないように手続きをしてください。

また年度途中で就学援助の必要が生じた場合は、随時申請をしてください。

・税の申告をされていない場合は申請書を受付できません。必ず申告を済ませておいてください。

・認定審査後、教育委員会より認定結果を通知します。（4月に申請した場合は7月上旬頃）

支給の方法

・支給は、学期ごと（7月、12月、3月）に申請時に指定された口座へ振り込みます。ただし、学校徴収金などに未納が生じた場合は学校を通じて、未納分を差し引いて支給します。

・給食費は9月以降、就学援助費から自動的に市に納付されます。保護者口座への振り込みはありません。

※制度に関する詳しいことは、教育委員会教育支援課（TEL 77-6250）までおたずねください。

引っ越しするとき

在籍している学校へ引っ越しの連絡をします。

学校諸費の精算をしますので、いつ、どこへ引っ越し(転出)するのかを早めにお知らせください。

給食の停止・変更についての書類の提出も必要です。

市民課(東庁舎)または
市民課分室(西庁舎)へ住所変更についての届出をします。

在籍している学校の校区外に
引っ越しするとき。

湖南省教育委員会教育支援課
(西庁舎)へ行きます。

在籍している学校で
転校手続きを行います。

「在学証明書」

「教科書証明書」

「氏名ゴム印」

を受け取ります。

(書類と一緒に転出先へ送る場合もあります。)

転出先市町村の市民課などへ行きます。

住所変更(住民異動)の手続きをします。

転出先の教育委員会へ行きます。

転出先の学校で手続きをします。

「在学証明書」

「教科書証明書」

「氏名ゴム印」

を提出します。

特別な理由があり、引き続き
同じ学校への通学を希望する場合
(区域外就学・指定校変更)など

許可基準に基づき、
許可の判断をします。
教育支援課にご相談ください。

在籍している学校の校区内で
引っ越しするとき。

学級担任に新しい住所を
連絡してください。
(緊急連絡先が変わる場合も
あわせて連絡してください。)

※詳しいことは湖南省教育委員会教育支援課(TEL 77-6250)へおたずねください。

保護者にご負担いただく費用

学校では、教育活動に必要な費用はできるだけ学校での予算（公費）でまかなうよう努力しています。

しかし、教材費の一部については保護者の皆様に負担していただいています。

学校で必要な費用の詳細や口座振替の日程については入学後にお知らせします。

諸費の納入方法

*諸費は金融機関の口座振替により納入していただきます。

取り扱い金融機関は学校によって異なります。お知らせで必ずご確認ください。

主な取り扱い金融機関・・・滋賀銀行・JA甲賀・滋賀県信用組合・関西みらい銀行

*振替日に口座振替ができなかった場合は、保護者にお知らせします。

現金で学校へ納入してください。

*給食費は湖南市が徴収します。納入方法や病気などで長期欠席した場合の取り扱いについては

湖南市からのお知らせをお読みください（中学生の給食費は無償です）。

この^{がっこう}学校ガイドには、お子様の^{こさま}学校生活で必要となる^{がっこうせいかつ}情報や^{ひつよう}手続きを^{じょうほう}掲載^{てつづ}しています。

入学以降は^{にゅうがくいこう}学校からの^{がっこう}連絡と^{れんらく}照らし^て合わせていただきながら、^あ卒業される^{そつぎょう}まで^{かつよう}ご活用ください。



湖南省小中学校事務共同実施組織とは・・・

湖南省にある13の小中学校に勤務する学校事務職員で構成している組織です。

学校事務職員は、ほとんどの学校で単数配置のため、組織をつくり、共同で業務を行うことで事務処理体制を整備し、効率化や適正化を進めています。学校事務職員の主な業務は、児童生徒がよりよい教育環境で学べるよう物品購入や施設管理をすることです。また、湖南省の学校予算執行・皆様からお預かりしている徴収金の管理なども業務としています。

この「学校ガイド」についても、各小中学校共通事項の内容を整備して作成しました。

